平成31年3月26日開会平成31年3月26日閉会

平成31年3月 甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

平成31年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

平成31年3月26日(火)午後3時

報告

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定について
- 第 4 議案第1号 専決処分について(和解について)
- 第 5 議案第7号 平成30年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計 補正予算(第1号)
- 第 6 議案第8号 甲府地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する 条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第9号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第2号 平成31年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第 9 議案第3号 平成31年度甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏 事業特別会計予算
- 第 10 議案第4号 平成31年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第 11 議案第5号 平成31年度甲府地区広域行政事務組合視聴覚ライブラリー 事業特別会計予算
- 第 12 議案第6号 平成31年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業 特別会計予算

(出席議員)

金丸 三郎君 清水 仁君 池谷 陸雄君 山田 厚君 廣瀬 集一君 鈴木 篤君 兵道 顕司君 岡 政吉君 坂本 信康君 植田 年美君 清水 英知君 小沢 宏至君 伊藤 毅君 五味 武彦君 滝川 美幸君 清水 正二君 内藤 久歳君 藤原 正夫君 田中 清君 金丸 俊明君 小池 章治君 小池 満男君 塚原 將司君

(以上23名)

(欠席議員)

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長 森澤 淳君 事務局次長 芦沢 岳君

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者 樋口 雄一君 副管理者 保坂 武君 副 管 理 者 田中 久雄君 副 管理 者 岸川 仁和君 事 務局 長 森澤 淳君 消 防 長 中澤 勝也君 会計管理者 上野 英男君 事務局次長 芦沢 岳君 次 花井 正君 坂本 竜也君 長 次 長 総 務課 長 坂田 好保君 代表監査委員 乙黒 環君 育 教 長 小林 仁君 教 育 委 員 生山 勝君 教 育 委 員 教 育 委 員 田中 正清君 佐野 勝彦君 教 育 委 員 市川 修策君 公 平 委 員 長 小澤 俊雄君 平 委 員 山本 哲君 公 平 委 員 横山 善宏君 公

開会時間 午後3時00分

○議長(鈴木 篤君) ただ今から、平成31年3月 甲府地区広域行政事務組合 議会定例会を 開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第4議案第1号から日程第12議案第6号までであります ので、朗読を省略いたします。

次に、管理者から議会に報告すべき事項であります、報第1号が提出されました。

既に、各位のお手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年度定期監査報告書、及び平成30年8月末、9月末、10 月末、11月末、12月末、並びに平成31年1月末の出納検査報告書が提出されました。

お手元に、配付いたしてあります報告書によりご了承願います。

次に、任期満了に伴う中央市議会議員選挙が1月に行われ、新たに田中清君、金丸俊明君、小池章治君、小池満男君が選出され、本組合の議員となりました。

ここで、今回新たに甲府地区広域行政事務組合議会議員に就任されました方々を事務局より紹介します。

芦沢事務局次長

○事務局次長(芦沢 岳君) それでは、ご紹介をさせていただきます。

田中 清議員、金丸 俊明議員、小池 章治議員、小池 満男議員以上でございます。

○議長(鈴木 篤君) 次に、2月2日、甲府市長に樋口 雄一君が再選され、2月14日に本組合の管理者になられました。

また、同月28日、昭和町長に塩澤 浩君が就任され、本組合の副管理者になられました。 ここで、樋口 雄一管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、この際発言を許します。 管理者 樋口 雄一君

○管理者(樋口 雄一君) 3月組合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

去る1月27日の甲府市長選挙におきまして、第40代甲府市長として、引き続き市政執行を任せていただくことになり、2月14日の管理者会におきまして甲府地区広域行政事務組合管理者に選任いただきました樋口雄一でございます。

皆様ご承知のとおり、この甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年4月に設置されて以来 46年の永きにわたり消防業務を始め、行政区域の枠を越えた様々な事業を実施してまいりま した。

今後におきましても、私は組織市町の均衡ある発展と圏域内住民福祉の増進を図り、安全で安心して暮らせる甲府広域圏を目標として組合議会議員の皆様とともに、協調と信頼による広域行政を推進してまいる所存でありますので暖かい御協力を賜わりますようお願い申し上げまして私の挨拶といたします。

○議長(鈴木 篤君) 次に、塩澤副管理者は、一身上の都合により、欠席する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、 議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行に ご協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1「議席の指定について」を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

芦沢事務局次長

○事務局次長(芦沢 岳君) それでは、朗読させていただきます。

議席番号19番 田中 清君、20番 金丸 俊明君、21番 小池 章治君、22番 小池 満 男君以上でございます。

○議長(鈴木 篤君) ただ今朗読したとおり、議席を指定いたしました。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第83条の規定により、岡 政吉君、田中 清君を指名いたします。

次に、日程第3「会期決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第4議案第1号から日程第12議案第6号までの9案を一括議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口 雄一君

○管理者(樋口 雄一君) 平成31年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と、平成31年度各会計別予算案及び、提出議案の概要について、申し述べさせていただきたいと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで46年の歴史を 積み重ねてまいりました。

この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町のご理解とご協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の向上に努めてまいる所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げる次第であります。

さて、我が国においては、景気回復が緩やかに続く中、ここ数年で名目GDPと実質GDPが過去最大規模に拡大し、企業収益も過去最高を記録するなど、経済の好循環が回り始めているところであります。しかしながら、労働供給の停滞を招き、経済の成長制約となる恐れがある「人口減少」や「少子高齢化」は、依然として深刻な状況にあることから、国は、女性の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの推進により、多様な働き方の下で、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、未来の可能性に満ちた地方創生を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくとしております。

こうした中、地方自治体においては、依然として厳しい財政状況にありますが、組織市町においては、行財政改革を一層推進し、保有する地域特性や地域資源等の強みを最大限に活かしつ、将来を見据えた持続的な発展と、創造性豊かな活力あるまちづくりに取組んでおります。

本組合といたしましても、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が「安全」と「安心」を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図るための諸事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務

事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいる所存であります。

以上のこれらの執行方針に基づき、平成31年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと、一般会計が、5千157万円 特別会計が、36億4千5百69万5千円合計いたしますと、36億9千7百26万5千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、ふるさと市町村圏事業についてであります。

ふるさと市町村圏事業につきましては、圏域住民の防災意識の高揚を図るための「親子防災 体験研修」、組織市町の負担軽減を図るための視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰り出しな どを引き続き実施してまいります。

また、組織市町のイベント情報や、圏域住民に共通した行政サービス情報及び組合事業の紹介など、圏域住民が同一の情報を共有できるよう、「甲府地区広域行政圏情報」として、組織市町の広報誌に同一内容の情報を掲載してまいります。

次に、視聴覚ライブラリー事業についてであります。

視聴覚ライブラリー事業につきましては、圏域内の学校教育や社会教育などの教育現場において、集団視聴が可能な教材・機材の提供を引き続き行ってまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。

国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、周辺企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様に四季を通じてご利用いただいておりますが、公園開設以来38年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう、整備を実施し、施設の安全点検には万全を期すとともに、利用者がいつでも楽しく安心して利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

次に、消防事業についてご説明申し上げます。

消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。

昨年は、全国各地において地震や豪雨災害、台風などの自然災害が立て続けに発生いたしま した。6月に発生した大阪府北部を震源とする地震や9月の北海道胆振東部地震では、建物等 の倒壊や大規模な土砂崩れなど、甚大な被害がもたらされました。

また、平成30年7月豪雨では、西日本の広範囲において河川の氾濫や土砂災害が発生する

など、依然として住民の安全を脅かす各種災害は後を絶たず、尊い人命や財産が失われている 状況であります。

幸いにも、今年度、本組合管内では、大きな災害の発生はなかったものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震並びに、首都直下地震など、大規模地震の発生が危惧されていることから、圏域住民の安全に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなってきているとともに、災害発生時における迅速・的確な対応も強く求められております。

こうした社会情勢を踏まえ、消防事業におきましては、「消防体制・救急体制の強化」、「火災 予防対策の推進」、「人材育成・執行体制の充実」の3項目を重点に各種災害をはじめ、大規模 自然災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、消防施設等の整備につきましては、既定の整備計画に基づき、西消防署及び武田出張 所の施設改修工事を実施するとともに、西消防署の化学消防ポンプ自動車、昭和出張所の高規 格救急自動車の更新整備を実施いたします。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている大規模地震等、想定を超える災害の発生が予想されることから、各関係機関と連携した実践的な訓練を積極的に実施し、初動対応の迅速化を図るとともに、近年、全国的に発生している豪雨災害に備えるため、新たに中央消防署及び西消防署に災害対策用ボートを配備し、警防体制の充実強化を図ってまいります。

また、本組合消防本部は、総務省消防庁が増強・充実強化を推進している緊急消防援助隊の 代表消防機関として、山梨県大隊を指揮・統括し被災地で災害活動を実施することから、出場 時の迅速化や県内消防本部との連携を更に向上させ、大規模災害発生時の対応力強化に努めて まいります。

次に、救急業務につきましては、年々増加する救急需要に対して、救急隊員等の資質向上の ため、継続的な教育に取り組むとともに、ドクターカーやドクターへリとの連携を強化し、よ り一層の救急体制の強化を図ってまいります。

また、救急車の適正な利用につきましても、あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、関係機関と情報を交換しながら進めてまいります。

次に、指令業務につきましては、119番通報受信時における正確な情報収集と適切な口頭 指導により救命率の向上を図るとともに、各種通信訓練を実施し、災害時における対応力の向 上に努めてまいります。 次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害及び複雑・多様化する様々な救助事案が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、救助業務の一層の高度化を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、住宅火災による死者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展を反映して65歳以上の死者の割合が増加傾向にある中、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、新たに嘱託職員を配置する中で、3年計画による一般住宅への訪問活動を実施し、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

また、中高層建築物や、不特定多数の者が利用する大規模小売店舗などは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、立入検査を実施するとともに、 昨年4月1日から実施している違反対象物に係る公表制度と合せ、消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

火災予防、とりわけ違反是正は、災害現場で消防部隊が勇猛果敢に行う救助活動と同様、火 災発生前における最大の人命救助といわれており、重大な消防法令違反の是正と広報活動を積 極的に行い、圏域住民の皆様に理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員は、常に住民の目線で業務に当たり、向上 心を持って努力と研鑽を積み、あらゆる事態に対応できるよう準備をしておかなければなりま せん。

消防職員としての基本的知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する「消防プリセプターシッププログラム」などを継続して実施する中で、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、消防大学校をはじめ、県消防学校、先進都市消防本部等への研修派遣を引き続き実施し、更なる人材育成に努めてまいります。

人を磨くものは人であります。そして、人の集まりが組織であり、人を育てる環境となります。

管理職自らが積極的に職務に取り組む姿勢を示す中で、これまで以上に高いモチベーションと、良好なチームワークをもった組織風土の構築を目指してまいります。

また、これらのことを実施することにより、職員の能力、並びに資質の向上を図るとともに、 発揮した能力、及び挙げた業績に対する適正な評価に基づく人事配置等を行うことにより、活 力ある職場づくりを行う中で、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、平成31年度予算案の概要について申し述べてまいりました。

引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号「専決処分について」は、平成30年10月12日中巨摩郡昭和町西条地内で発生した本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解したものであります。

この案件につきましては、その処理に急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第7号「平成30年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、歳出において、第1款消防費は、消防施設等整備に係る消防施設費を更正するための補正であります。

歳入につきましては、第6款繰入金及び第9款組合債を更正するための補正であります。

次に、議案第8号「甲府地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を 改正する条例制定について」は、学校教育法の一部改正に伴う所要の改正を行うための一部改 正であります。

次に、議案第9号「甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例制定について」は、審査会の委員に支給する報酬を定めるための一部改 正であります。

以上が、本日提案しました案件の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒、十分なるご審議をいただきまして、ご協賛賜りますよう お願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(鈴木 篤君) 以上で説明は、終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に本議場におきまして、全員協議会を開催いたします。

午後3時22分休憩

午後4時38分再開議

○議長(鈴木 篤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、休憩中管理者から諮問第1号「審査請求に関する諮問について」が、提出されました。 お諮りいたします。

この際、諮問第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより、諮問第1号「審査請求に関する諮問について」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口 雄一君

○**管理者(樋口 雄一君)** 本日、追加提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第1号「審査請求に関する諮問について」は、給与その他の給付に関する処分についての審査請求に対する決定をするため、地方自治法第206条第2項の規定により議会に諮問するものであります。

ご審議のうえ、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木 篤君) 以上で説明は、終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号「審査請求に関する諮問について」は、秘密会を開いて審議いたしたいと思います。

秘密会を開くには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の多数の 議決を要し、かつ討論を用いないで可否を決することに規定されております。

よって、直ちに起立により採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

ご着席ください。

ただいまの出席議員は23人であり、その3分の2は16名であります。

ただいまの起立者は、22人であり、3分の2以上であります。

よって、本案について秘密会を開くことは、可決されました。

議員、事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人の退場を命じます。 ここで暫時休憩します。

(議員、事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人退場)

午後4時41分休憩

午後4時44分再開議

○議長(鈴木 篤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、秘密会といたします。

(議案説明~質疑応答)

これにて、秘密会終了ここで暫時休憩いたします。

(退場者入場)

午後4時54分休憩午後4時58分再開議

○議長(鈴木 篤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております

議案第1号から諮問第1号までの質疑に入ります。

まず、議案のうち、日程第4、議案第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより、日程第4、議案第1号について採決いたします。

本案については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第7号について質疑に入ります。

これより、日程第5、議案第7号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。 次に、日程第6、議案第8号について質疑に入ります。 質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これより、日程第6、議案第8号について採決いたします。 本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。 次に、日程第7、議案第9号について質疑に入ります。 質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これより、日程第7、議案第9号について採決いたします。 本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。
次に、日程第8、議案第2号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。
これより、日程第8、議案第2号について採決いたします。
本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。 次に、日程第9、議案第3号について質疑に入ります。 質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これより、日程第9、議案第3号について採決いたします。 本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議員(山田 厚君) 議長、日程第9、議案第3号については、私は不同意なので、採決をお願いします。

○議長(鈴木 篤君) はい、それでは、異議がありましたので、起立により採決を行います。

議案第3号について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 篤君) 起立多数であります。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第4号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これより、日程第10、議案第4号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第5号について質疑に入ります。

これより、日程第11、議案第5号については、異議がありますので、起立により採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 篤君) 起立多数であります。

よって、本案は、提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第6号について質疑に入ります。

これより、日程第12、議案第6号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、諮問第1号について質疑に入ります。

これより、諮問第1号について採決いたします。

本案については、諮問のとおり棄却することに異議ないものと答申することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 篤君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、諮問のとおり決定するものと決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会 議を閉じ、平成31年3月 甲府地区広域行政事務組合 議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後5時5分

平成31年3月26日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 鈴 木 篤

副議長藤原正夫

署名議員 岡 政 吉

署名議員 田中 清